

居宅療養管理指導費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求実績無	
点検事項	満たす	満たさない		
通院が困難な利用者について				
居宅療養管理指導費は、在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、定期的に訪問して指導等を行った場合の評価であり、継続的な指導等の必要のないものや通院が可能なものに対して安易に算定してはならない。例えば、少なくとも独歩で家族・介助者等の助けを借りずに通院ができるものなどは、通院は容易であると考えられるため、居宅療養管理指導費は算定できない(やむを得ない事情がある場合を除く。)	☐	☐	☐	
1. 医師が行う居宅療養管理指導費(Ⅰ) 1月に2回を限度として、所定単位数を算定				
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	☐	☐	☐	1回につき、515単位を加算
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	☐	☐	☐	1回につき、487単位を加算
(3) (1) 及び (2) 以外の場合	☐	☐	☐	1回につき、446単位を加算
(4) 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所の医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要の情報提供(利用者の同意を得て行うものに限る。)並びに利用者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合であること。	☐	☐	☐	主治医意見書の様式を踏まえた新たな様式を設定。
(5) 居宅療養管理指導費(Ⅱ)を算定する場合以外の場合に、医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要の情報提供を行った場合であること。	☐	☐	☐	
(6) 必要に応じて、利用者の社会生活面の課題にも目を向け、地域社会における様々な支援へとつながるよう留意し、また、関連する情報については、ケアマネジャー等に提供するよう努めること。	☐	☐	☐	
2. 医師が行う居宅療養管理指導費(Ⅱ) 1月に2回を限度として、所定単位数を算定				
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	☐	☐	☐	1回につき、299単位を加算
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	☐	☐	☐	1回につき、287単位を加算

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(3)(1)及び(2)以外の場合	☐	☐	☐	1回につき、260単位を加算
(4)在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所の医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供(利用者の同意を得て行うものに限る。)並びに利用者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合であること。	☐	☐	☐	主治医意見書の様式を踏まえた新たな様式を設定。
(5)医科診療報酬点数表の在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料を算定する利用者に対して、医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合であること。	☐	☐	☐	
(6)必要に応じて、利用者の社会生活面の課題にも目を向け、地域社会における様々な支援へとつながるよう留意し、また、関連する情報については、ケアマネジャー等に提供するよう努めること。	☐	☐	☐	
3. 歯科医師が行う居宅療養管理指導費 1月に2回を限度として、所定単位数を算定				
(1)単一建物居住者1人に対して行う場合	☐	☐	☐	1回につき、517単位を加算
(2)単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	☐	☐	☐	1回につき、487単位を加算
(3)(1)及び(2)以外の場合	☐	☐	☐	1回につき、441単位を加算
(4)在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供(利用者の同意を得て行うものに限る。)並びに利用者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合であること。	☐	☐	☐	歯科疾患在宅療養管理料(医療)の様式を踏まえた新たな様式を設定。
(5)必要に応じて、利用者の社会生活面の課題にも目を向け、地域社会における様々な支援へとつながるよう留意し、また、関連する情報については、ケアマネジャー等に提供するよう努めること。	☐	☐	☐	
4. 病院又は診療所の薬剤師が行う居宅療養管理指導費 1月に2回を限度として、所定単位数を算定				
(1)単一建物居住者1人に対して行う場合	☐	☐	☐	1回につき、566単位を加算
(2)単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	☐	☐	☐	1回につき、417単位を加算

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(3)(1)及び(2)以外の場合	☐	☐	☐	1回につき、380単位を加算
(4)在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合であること。	☐	☐	☐	
(5)医療機関の薬剤師にあつては、薬剤管理指導記録に少なくとも次の内容について記載しなければならないこと。 ①利用者の氏名、生年月日、性別、住所、診療録の番号 ②利用者の投薬歴、副作用歴、アレルギー歴 ③薬学的管理指導の内容(医薬品の保管状況、服薬状況、残薬の状況、重複投薬、配合禁忌等に関する確認及び実施した服薬支援措置を含む。) ④利用者への指導及び利用者からの相談の要点 ⑤訪問指導等の実施日、訪問相談を行った薬剤師の氏名 ⑥その他	☐	☐	☐	
(6)居宅療養管理指導を算定している利用者に投薬された医薬品について、以下の情報を知ったときは、原則として当該薬剤師は、速やかに当該利用者の主治医に対し、当該情報を文書により提供するとともに、当該主治医に相談の上、必要に応じ、利用者に対する薬学的管理指導を行うこと。 ①医薬品緊急安全性情報 ②医薬品・医療機器等安全性情報	☐	☐	☐	
(7)現に他の医療機関又は薬局の薬剤師が居宅療養管理指導を行っている場合は、居宅療養管理指導費は、算定しない。ただし、居住地の変更等により、現に居宅療養管理指導を行っている医療機関又は薬局からのサービスが受けられなくなった場合にはこの限りでない。その場合においても、以前に居宅療養管理指導を行っていた医療機関又は薬局から利用者の情報を適切に引き継ぐと共に、1月の居宅療養管理指導の算定回数の上限を超えないよう調整すること。	☐	☐	☐	
(8)医師又は歯科医師は、薬剤師への指示事項及び実施後の薬剤師からの報告による留意事項を記載すること。なお、当該記載については、医療保険の診療録に記載することとしてもよいが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにすること。	☐	☐	☐	

点検項目		点検結果		
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
1月に4回を限度として、所定単位数を算定 ※末期の悪性腫瘍の者、中心静脈栄養を受けている者又は注射による麻薬の投与を受けている者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に2回かつ1月に8回を限度として所定単位数を算定				
5. 薬局の薬剤師が行う居宅療養管理指導費				
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合		☐	☐	1回につき、518単位を加算
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合		☐	☐	1回につき、379単位を加算
(3) (1) 及び(2) 以外の場合		☐	☐	1回につき、342単位を加算
(4) 月2回以上算定する場合(がん末期患者、中心静脈栄養若しくは注射による麻薬の投与を受けている者に対するものを除く。)にあつては、算定する日の間隔は6日以上とする。		☐	☐	
(5) 在宅の利用者であつて通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合であること。		☐	☐	
(6) 薬局薬剤師にあつては、薬剤服用歴の記録に、少なくとも次の内容について記載しなければならないこと。 ①利用者の基礎情報として、利用者の氏名、生年月日、性別、介護保険の被保険者証の番号、住所、必要に応じて緊急時の連絡先等 ②処方及び調剤内容として、処方した医療機関名、処方医氏名、処方日、処方内容、調剤日、処方内容に関する照会の内容等 ③利用者の体質、アレルギー歴、副作用歴、薬学的管理に必要な利用者の生活像等 ④疾患に関する情報として、既往歴、合併症の情報、他科受診において加療中の疾患 ⑤オンライン資格確認システムを通じて取得した患者の薬剤情報又は特定健診情報等 ⑥併用薬等(要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及びいわゆる健康食品を含む。)の情報及び服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況等 ⑦服薬情報(残薬の情報を含む。) ⑧副作用が疑われる症状の有無(利用者の服薬中の体調の変化を含む。)及び利用者又はその家族等からの相談事項の要点 ⑨服薬指導の要点 ⑩訪問の実施日、訪問した薬剤師の氏名 ⑪処方医から提供された情報の要点 ⑫訪問に際して実施した薬学的管理の内容(薬剤の保管状況、服薬状況、残薬の状況、投薬後の併用薬剤、投薬後の併診、副作用、重複服用、相互作用等に関する確認、実施した服薬支援措置等) ⑬処方医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点 ⑭処方医以外の医療関係職種との間で情報を共有している場合にあっては、当該医療関係職種から提供された情報の要点及び当該医療関係職種に提供した訪問結果に関する情報の要点		☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(7) 居宅療養管理指導を算定している利用者に投薬された医薬品について、以下の情報を知ったときは、原則として当該薬剤師は、速やかに当該利用者の主治医に対し、当該情報を文書により提供するとともに、当該主治医に相談の上、必要に応じ、利用者に対する薬学的管理指導を行うこと。 ① 医薬品緊急安全性情報 ② 医薬品・医療機器等安全性情報	☐	☐	☐	
(8) 現に他の医療機関又は薬局の薬剤師が居宅療養管理指導を行っている場合は、居宅療養管理指導費は、算定しない。ただし、居住地の変更等により、現に居宅療養管理指導を行っている医療機関又は薬局からのサービスが受けられなくなった場合にはこの限りでない。その場合においても、以前に居宅療養管理指導を行っていた医療機関又は薬局から利用者の情報を適切に引き継ぐと共に、1月の居宅療養管理指導の算定回数の上限を超えないよう調整すること。	☐	☐	☐	
(9) 在宅協力薬局の薬剤師が在宅基幹薬局の薬剤師に代わって居宅療養管理指導を行った場合には、次の薬剤服用歴の記録を行うこと。 ① 在宅協力薬局は、薬剤服用歴の記録を記載し、在宅基幹薬局と当該記録の内容を共有すること。 ② ①を踏まえ、在宅基幹薬局は、居宅療養管理指導の指示を行った医師又は歯科医師に対する訪問結果についての報告やケアマネジャーに対する必要な情報提供を行うこと。 ③ 在宅基幹薬局は、薬剤服用歴に当該居宅療養管理指導を行った在宅協力薬局名及びやむを得ない事由等を記載するとともに、請求明細書の摘要欄に在宅協力薬局が当該業務を行った日付等を記載すること。	☐	☐	☐	
(10) 医師又は歯科医師は、薬剤師への指示事項及び実施後の薬剤師からの報告による留意事項を記載すること。なお、当該記載については、医療保険の診療録に記載することとしてもよいが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにすること。また、薬局薬剤師による訪問結果についての必要な情報提供についての文書は、診療録に添付する等により保存すること。	☐	☐	☐	
(11) 必要に応じて、利用者の社会生活面の課題にも目を向けた地域社会における様々な支援につながる情報を把握し、関連する情報を指示を行った医師又は歯科医師に提供しよう努めることとする。提供した文書等の写しがある場合は、記録に添付する等により保存することとする。	☐	☐	☐	

点検項目		点検結果		
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
6. 情報通信機器を用いた服薬指導評価加算 ※薬局の薬剤師が行う場合		1月に4回に限り、46単位を加算		
在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、薬局の薬剤師が情報通信機器を用いた服薬指導（指定居宅療養管理指導と同日に行う場合を除く。）を行った場合は、1月に4回に限り、46単位を加算する。ただし、末期の悪性腫瘍の者、中心静脈栄養を受けている者又は注射による麻薬の投与を受けている者に対して、当該薬局の薬剤師が情報通信機器を用いた服薬指導（指定居宅療養管理指導と同日に行う場合を除く。）を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として、46単位を加算する。		☐	☐	☐
※月2回以上算定する場合（がん末期患者、中心静脈栄養及び注射による麻薬の投与を受けている者に対するものを除く。）にあつては、算定する日の間隔は6日以上とする。				
(1)薬機法施行規則及び関連通知に沿って実施すること		☐	☐	☐
(2)当該居宅療養管理指導の指示を行った医師に対して、情報通信機器を用いた服薬指導の結果について必要な情報提供を行うこと		☐	☐	☐
(3)利用者の薬剤服薬歴を経時的に把握するため、原則として、手帳により薬剤服薬歴及び服用中の医薬品等について確認すること。また、利用者が服用中の医薬品等について、利用者を含めた関係者が一元的、継続的に確認できるよう必要な情報を手帳に添付又は記載すること。		☐	☐	☐
(4)麻薬管理指導加算、特別地域居宅療養管理指導加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、医療用麻薬持続注射療法加算、在宅中心静脈栄養法加算は算定できない。		☐	☐	☐
7. 麻薬管理指導加算 ※薬剤師が行う居宅療養管理指導		1回につき100単位を加算		
(1)疼痛緩和のために麻薬の投薬が行われている利用者に対して、当該麻薬の使用に関し必要な薬学的管理指導を行った場合であること。		☐	☐	☐
(2)麻薬の投薬が行われている利用者に対して、定期的に、投与される麻薬の服用状況、残薬の状況及び保管状況について確認し、残薬の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意事項等に関し必要な指導を行うとともに、麻薬による鎮痛効果や副作用の有無の確認を行った場合に算定すること。なお、薬局薬剤師にあつては、処方せん発行医に対して必要な情報提供を行うこと。		☐	☐	☐

点検項目		点検結果		
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(3)－1 薬局薬剤師にあつては、薬剤服用歴の記録に、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。 ①訪問に際して実施した麻薬に係る薬学的管理指導の内容(麻薬の保管管理状況、服薬状況、残薬の状況、麻薬注射剤等の併用薬剤、疼痛緩和の状況、麻薬の継続又は増量投与による副作用の有無などの確認等) ②訪問に際して行った患者及び家族への指導の要点(麻薬に係る服薬指導、残薬の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導等) ③処方医に対して提供した訪問結果に関する情報(麻薬の服薬状況、疼痛緩和及び副作用の状況、服薬指導の内容等に関する事項を含む。)の要点 ④利用者又は家族から返納された麻薬の廃棄に関する事項(県知事に届け出た麻薬廃棄届の写しを薬剤服用歴の記録に添付することで差し支えない。)	☐	☐	☐	
(3)－2 医療機関の薬剤師にあつては、薬剤管理指導記録に、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。 ①麻薬に係る薬学的管理指導の内容(麻薬の保管管理状況、服薬状況、残薬の状況、疼痛緩和の状況、副作用の有無などの確認等) ②麻薬に係る利用者及び家族への指導・相談事項(麻薬に係る服薬指導、残薬の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導等) ③利用者又は家族から返納された麻薬の廃棄に関する事項 ④その他の麻薬に係る事項	☐	☐	☐	
(4)情報通信機器を用いた服薬指導評価加算を算定している場合は算定しない。	☐	☐	☐	
8. 医療用麻薬持続注射療法加算 ※薬剤師が行う居宅療養管理指導		1回につき250単位を加算		
(1)在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている利用者に対して、その投与及び保管の状況、副作用の有無等について当該利用者又はその家族等に確認し、必要な薬学的管理指導を行った場合であること。 ※居宅を訪問し、麻薬の投与状況、残液の状況及び保管状況について確認し、残液の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行うとともに、麻薬による鎮痛等の効果や患者の服薬中の体調の変化(副作用が疑われる症状など)の有無を確認し、薬学的管理及び指導を行い、処方医に対して必要な情報提供を行った場合に算定する。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果		
点検事項	請求実績有		請求実績無
	満たす	満たさない	
(2) 薬剤服用歴等に、居宅療養指導を行った場合の必要な記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。 (イ) 訪問に際して実施した麻薬に係る薬学的管理指導の内容(麻薬の保管管理状況、投与状況、残液の状況、併用薬剤、疼痛緩和等の状況、麻薬の継続又は増量投与による患者の服薬中の体調の変化(副作用が疑われる症状など)の有無などの確認等 (ロ) 訪問に際して行った患者又はその家族等への指導の要点(麻薬に係る服薬指導、残液の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導等) (ハ) 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報(麻薬の投与状況、疼痛緩和及び患者の服薬中の体調の変化(副作用が疑われる症状など)等の状況、服薬指導の要点等に関する事項を含む。)の要点 (ニ) 患者又はその家族等から返納された麻薬の廃棄に関する事項(都道府県知事に届け出た麻薬廃棄届の写しを薬剤服用歴等に添付することで差し支えない。)			
(3) 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第3条の規定による麻薬小売業者の免許を受けていること。	☐	☐	☐
(4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定による高度管理医療機器の販売業の許可を受けていること。	☐	☐	☐
(5) 情報通信機器を用いた服薬指導評価加算を算定している場合は算定しないこと。	☐	☐	☐
(6) 麻薬管理指導加算を算定している場合は算定しないこと。	☐	☐	☐
9. 在宅中心静脈栄養法加算 ※薬剤師が行う居宅療養管理指導 1回につき150単位を加算			
(1) 在宅中心静脈栄養法を行っている利用者に対して、その投与及び保管の状況、配合変化の有無について確認し、必要な薬学的管理指導を行った場合であること。 ※薬学的管理指導の際に、患家を訪問し、患者の状態、投与環境その他必要な事項等の確認を行った上で、患者又はその家族等に対して保管方法、配合変化防止に係る対応方法等の必要な薬学的管理指導を行い、処方医に対して必要な情報提供を行った場合に算定する。	☐	☐	☐
(2) 薬剤服用歴等に、居宅療養指導を行った場合の必要な記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。 (イ) 訪問に際して実施した在宅患者中心静脈栄養法に係る薬学的管理指導の内容(輸液製剤の投与状況、保管管理状況、残薬の状況、栄養状態等の状況、輸液製剤による患者の体調の変化(副作用が疑われる症状など)の有無、薬剤の配合変化の有無などの確認等) (ロ) 訪問に際して行った患者・家族への指導の要点(輸液製剤に係る服薬指導、適切な保管方法の指導等) (ハ) 処方医及び関係する医療関係職種に対して提供した訪問結果、輸液製剤の保管管理に関する情報(輸液製剤の投与状況、栄養状態及び患者の服薬中の体調の変化(副作用が疑われる症状など)等の状況、服薬指導の要点等に関する事項を含む。)の要点	☐	☐	☐

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(3)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による高度管理医療機器の販売業の許可を受けている又は管理医療機器の販売業の届出を行っていること。	☐	☐	☐	
(4)情報通信機器を用いた服薬指導評価加算を算定している場合は算定しないこと。	☐	☐	☐	
10. 管理栄養士が行う居宅療養管理指導費(Ⅰ)(当該事業所の管理栄養士)	1月に2回を限度として、所定単位数を算定			
(1)単一建物居住者1人に対して行う場合	☐	☐	☐	1回につき、545単位を加算
(2)単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	☐	☐	☐	1回につき、487単位を加算
(3)(1)及び(2)以外の場合	☐	☐	☐	1回につき、444単位を加算
(4)在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合であること。 ※1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、当該利用者の計画的な医学的管理を行っている医師が、当該利用者の急性増悪等により一時的に頻回の栄養管理を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合に、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行ったときは、その指示の日から30日間に限って、1月に2回を超えて、2回を限度として、所定単位数を算定する。	☐	☐	☐	
(5)厚生労働大臣が定める特別食を必要とする利用者又は低栄養状態にあると医師が判断した者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、薬剤師その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。	☐	☐	☐	
(6)利用者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、利用者又はその家族等に対して、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行い、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。	☐	☐	☐	
(7)利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(8)管理栄養士の行う居宅療養管理指導は、上記(5)(6)(7)を踏まえて、次のプロセスを経ながら実施すること。 ①栄養スクリーニング(利用者の低栄養状態のリスクを把握) ②栄養アセスメント ③他職種共同で栄養ケア計画を作成し、利用者又はその家族に説明し、同意を得ること。 ④栄養ケア計画に基づく居宅療養管理指導の実施。 ⑤介護支援専門員に対する情報提供 ⑥定期的な栄養状態のモニタリングや医師に対する報告など。 ⑦概ね3月を目途として、栄養スクリーニングを実施し、医師の指示のもとに関連職種と共同して当該計画の見直しを行うこと。	☐	☐	☐	
(9)医師の指示に基づき、管理栄養士が利用者の居宅を訪問し、作成した栄養ケア計画を患者又はその家族等に対して交付するとともに、当該栄養ケア計画に従った栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談又は助言を30分以上行った場合であること。	☐	☐	☐	
(10)必要に応じて、社会生活面の課題にも目を向けた地域社会における様々な支援につながる情報を把握し、関連する情報を指示を行った医師に提供するよう努めていること。	☐	☐	☐	
11. 管理栄養士が行う居宅療養管理指導費(Ⅱ)(当該事業所以外の管理栄養士)		1月に2回を限度として、所定単位数を算定		
(1)単一建物居住者1人に対して行う場合	☐	☐	☐	1回につき、525単位を加算
(2)単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	☐	☐	☐	1回につき、467単位を加算
(3)(1)及び(2)以外の場合	☐	☐	☐	1回につき、424単位を加算
(4)在宅の利用者であって通院が困難な者に対して、当該事業所以外の医療機関、介護保険施設(栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。)又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションとの連携により確保した管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合であること ※1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、当該利用者の計画的な医学的管理を行っている医師が、当該利用者の急性増悪等により一時的に頻回の栄養管理を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合に、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行ったときは、その指示の日から30日間に限って、1月に2回を超えて、2回を限度として、所定単位数を算定する。	☐	☐	☐	
(5)居宅療養管理指導(Ⅰ)の(5)～(10)に該当すること	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
12. 歯科衛生士等が行う居宅療養管理指導費	1月に4回を限度として、所定単位数を算定 (がん末期の利用者については、1月に6回)			
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	☐	☐	☐	1回につき、362単位を加算
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	☐	☐	☐	1回につき、326単位を加算
(3) (1) 及び (2) 以外の場合	☐	☐	☐	1回につき、295単位を加算
(4) 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所の 歯科衛生士、保健師又は看護職員が、訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用 者を訪問し、実地指導を行った場合であること。	☐	☐	☐	
(5) 居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断した者(その実施に同意する者に限る。)に 対して、歯科衛生士、保健師又は看護職員が、当該利用者を訪問し、歯科医師、歯科衛生士その 他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔衛生状態及び摂食・嚥下機能に配慮した管理指導計画 を作成していること。	☐	☐	☐	
(6) 利用者ごとの管理指導計画に従い療養上必要な指導として当該利用者の口腔内の清掃、有床 義歯の清掃又は摂食・嚥下機能に関する実地指導を行っているとともに、利用者又はその家族等 に対して、実地指導に係る情報提供及び指導又は助言を行い、定期的に記録していること。	☐	☐	☐	
(7) 利用者ごとの管理指導計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直して いること。	☐	☐	☐	
(8) 歯科衛生士等による居宅療養管理指導は、訪問歯科診療を行った利用者又はその家族等に対 して、当該訪問診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該医療機関に勤務(常勤又は非常勤)す る歯科衛生士等が、利用者の居宅を訪問して、利用者又はその家族の同意及び訪問診療の結果等 に基づき作成した管理指導計画を利用者又はその家族等に対して交付するとともに、当該管理指導 計画に従った療養上必要な実地指導を1人の利用者に対して歯科衛生士等が1対1で20分以上 行った場合に算定すること。	☐	☐	☐	
(9) 実地指導が単なる日常的な口腔清掃等であるなど療養上必要な指導に該当しないと判断され る場合は算定できないこと。	☐	☐	☐	
(10) 指示を行った歯科医師の訪問診療の日から起算して3月以内に行われた場合に算定するこ と。	☐	☐	☐	
(11) 歯科衛生士等が居宅療養管理指導を行った時間とは、実際に指導を行った時間をいうもので あり、指導のための準備や利用者の移動に要した時間等は含まないこと。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(12)医療機関に勤務する歯科衛生士等が、居宅に訪問して実施し、終了後は、指示等を行った歯科医師に報告していること。	☐	☐	☐	
(13)歯科衛生士等は、実地指導に係る記録を作成し、交付した管理指導計画を当該記録に添付する等により保存するとともに、指導の対象となった利用者ごとに利用者氏名、訪問先、訪問日、指導の開始及び終了時刻、指導の要点、解決すべき課題の改善等に関する要点、歯科医師からの指示等、歯科医師の訪問診療に同行した場合には、当該歯科医師の診療開始及び終了時刻及び担当者の署名を明記し、指示等を行った歯科医師に報告すること。	☐	☐	☐	
(14)歯科衛生士等が行う居宅療養管理指導は、次のプロセスを経ながら実施すること。 ①利用者の口腔機能（口腔衛生、摂食・嚥下機能等）のリスクを把握すること（以下「口腔スクリーニング」という。）。 ②口腔機能スクリーニングを踏まえ、利用者の解決すべき課題を把握すること（以下「口腔機能アセスメント」という。）。 ③口腔機能アセスメントを踏まえ、歯科医師、歯科衛生士その他の職種の者が共同して、利用者ごとに口腔衛生に関する事項（口腔内の清掃、有床義歯の清掃等）、摂食・嚥下機能に関する事項（摂食・嚥下機能の維持・向上に必要な実地指導、歯科保健のための食生活指導等）、解決すべき課題に対し関連職種が共同して取り組むべき事項等を記載し、利用者の疾病の状況及び療養上必要な実地指導内容や訪問頻度等の具体的な計画を含めた管理指導計画を作成すること。 ④作成した管理指導計画は、居宅療養管理指導の対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。 ⑤管理指導計画に基づき、利用者に療養上必要な実地指導を実施するとともに、管理指導計画に実施上の問題（口腔清掃方法の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等）があれば直ちに当該計画を修正すること。 ⑥利用者の口腔機能に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、口腔機能のモニタリングを行い、当該居宅療養管理指導に係る指示を行った歯科医師に対する報告を行うこと。 ⑦利用者について、おおむね3月を目途として、口腔機能のリスクについて、口腔機能スクリーニングを実施し、当該居宅療養管理指導に係る指示を行った歯科医師に報告し、歯科医師による指示に基づき、必要に応じて管理指導計画の見直しを行うこと。 ⑧管理指導計画の見直しに当たっては、歯科医師その他の職種と共同して行うこと。 ⑨サービスの提供記録において利用者ごとの管理指導計画に従い、歯科衛生士等が利用者の状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に歯科衛生士等の居宅療養管理指導日の算定のために利用者の状態を定期的に記録する必要はないものである。	☐	☐	☐	
(15)当該居宅療養管理指導に係る指示を行った歯科医師は、訪問診療の結果等に基づき指示した内容の要点を記載し、共同で作成した管理指導計画を添付する等により保存すること。	☐	☐	☐	

点検項目		点検結果		
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
(16) 当該居宅療養管理指導に係る指示を行った歯科医師は、管理指導計画に基づき、実際に実地指導を行う歯科衛生士等に対して指示等を行い、指示等の内容の要点を記載すること。	☐	☐	☐	
(17) 当該居宅療養管理指導に係る指示を行った歯科医師は、管理指導計画の見直しに当たっては、歯科衛生士等の報告を受け、歯科医師の訪問診療の結果等に基づき、指示した内容(療養上必要な実地指導の継続の必要性等)の要点を記載し、共同で作成した管理指導計画を添付する等により保存すること。	☐	☐	☐	
(18) 利用者の口腔機能の状態によっては、医療における対応が必要である場合も想定されることから、その疑いがある場合は、利用者又は家族等の同意を得て、指示を行った歯科医師、歯科医師を通した指定居宅介護支援事業者等への情報提供等の適切な措置を講じること。	☐	☐	☐	
(19) 必要に応じて、利用者の社会生活面の課題にも目を向けた地域社会における様々な支援につながる情報を把握し、関連する情報を指示を行った医師又は歯科医師に提供しよう努めていること。	☐	☐	☐	
13. 特別地域居宅療養管理指導加算		1回につき所定単位数の100分の15を加算		
厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅療養管理指導事業所の医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士等が指定居宅療養管理指導を行った場合であること。 【厚生労働大臣が定める地域】平24告120 ① 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免) ② 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ⇒ 桜島町新島		☐	☐	☐
14. 中山間地域等における小規模事業所加算		1回につき所定単位数の100分の10を加算		
厚生労働大臣の定める地域に所在し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定居宅療養管理指導事業所の医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士等が指定居宅療養管理指導を行った場合であること。 【厚生労働大臣が定める地域 平21告83・一】 ① 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免) ② 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ⇒ 喜入、松元、郡山、桜島及び東桜島地区(野尻・持木・東桜島・古里・有村・黒神・高免) 【厚生労働大臣が定める施設基準】 1月当たり延訪問回数が50回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。		☐	☐	☐

点検項目		点検結果		
点検事項		請求実績有		請求 実績無
		満たす	満たさない	
15. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		1回につき所定単位数の5／100を加算		
(1) 指定居宅療養管理指導事業所の医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士等が、厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて指定居宅療養管理指導を行った場合であること。		□	□	□
【厚生労働大臣の定める地域 平21告83・二】 ① 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免) ② 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ⇒ 喜入、松元、郡山、桜島及び東桜島地区(野尻・持木・東桜島・古里・有村・黒神・高免) ③ 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ⇒ 桜島町新島				

介護予防居宅療養管理指導費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
通院が困難な利用者について				
介護予防居宅療養管理指導費は、在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、定期的に訪問して指導等を行った場合の評価であり、継続的な指導等の必要のないものや通院が可能なものに対して安易に算定してはならない。例えば、少なくとも独歩で家族・介助者等の助けを借りずに通院ができるものなどは、通院は容易であると考えられるため、介護予防居宅療養管理指導費は算定できない(やむを得ない事情がある場合を除く。)	☐	☐	☐	
1. 医師が行う介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ)		1月に2回を限度として、所定単位数を算定		
(1)単一建物居住者1人に対して行う場合	☐	☐	☐	1回につき、515単位を加算
(2)単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	☐	☐	☐	1回につき、487単位を加算
(3)(1)及び(2)以外の場合	☐	☐	☐	1回につき、446単位を加算
(4)在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定介護予防居宅療養管理指導事業所の医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供(利用者の同意を得て行うものに限る。)並びに利用者又はその家族等に対する介護予防サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合であること。	☐	☐	☐	主治医意見書の様式を踏まえた新たな様式を設定。
(5)介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ)を算定する場合以外の場合に、医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合であること。	☐	☐	☐	
(6)必要に応じて、利用者の社会生活面の課題にも目を向け、地域社会における様々な支援へとつながるよう留意し、また、関連する情報については、ケアマネジャー等に提供するよう努めること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
2. 医師が行う介護予防居宅療養管理指導費（Ⅱ）				
1月に2回を限度として、所定単位数を算定				
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	☐	☐	☐	1回につき、299単位を加算
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	☐	☐	☐	1回につき、287単位を加算
(3) (1) 及び (2) 以外の場合	☐	☐	☐	1回につき、260単位を加算
(4) 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定介護予防居宅療養管理指導事業所の医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る。）並びに利用者又はその家族等に対する介護予防サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合であること。	☐	☐	☐	主治医意見書の様式を踏まえた新たな様式を設定。
(5) 医科診療報酬点数表の在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料を算定する利用者に対して、医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合であること。	☐	☐	☐	
(6) 必要に応じて、利用者の社会生活面の課題にも目を向け、地域社会における様々な支援へとつながるよう留意し、また、関連する情報については、ケアマネジャー等に提供するよう努めること。	☐	☐	☐	
3. 歯科医師が行う介護予防居宅療養管理指導費				
1月に2回を限度として、所定単位数を算定				
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	☐	☐	☐	1回につき、517単位を加算
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	☐	☐	☐	1回につき、487単位を加算
(3) (1) 及び (2) 以外の場合	☐	☐	☐	1回につき、441単位を加算
(4) 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る。）並びに利用者又はその家族等に対する介護予防サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合であること。	☐	☐	☐	歯科疾患在宅療養管理料（医療）の様式を踏まえた新たな様式を設定。
(5) 必要に応じて、利用者の社会生活面の課題にも目を向け、地域社会における様々な支援へとつながるよう留意し、また、関連する情報については、ケアマネジャー等に提供するよう努めること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
4. 病院又は診療所の薬剤師が行う介護予防居宅療養管理指導費	1月に2回を限度として、所定単位数を算定			
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	☐	☐	☐	1回につき、566単位を加算
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	☐	☐	☐	1回につき、417単位を加算
(3) (1) 及び(2) 以外の場合	☐	☐	☐	1回につき、380単位を加算
(4) 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合であること。	☐	☐	☐	
(5) 医療機関の薬剤師にあつては、薬剤管理指導記録に少なくとも次の内容について記載しなければならないこと。 ①利用者の氏名、生年月日、性別、住所、診療録の番号 ②利用者の投薬歴、副作用歴、アレルギー歴 ③薬学的管理指導の内容(医薬品の保管状況、服薬状況、残薬の状況、重複投薬、配合禁忌等に関する確認及び実施した服薬支援措置を含む。) ④利用者への指導及び利用者からの相談の要点 ⑤訪問指導等の実施日、訪問相談を行った薬剤師の氏名 ⑥その他	☐	☐	☐	
(6) 居宅療養管理指導を算定している利用者に投薬された医薬品について、以下の情報を知ったときは、原則として当該薬剤師は、速やかに当該利用者の主治医に対し、当該情報を文書により提供するとともに、当該主治医に相談の上、必要に応じ、利用者に対する薬学的管理指導を行うこと。 ①医薬品緊急安全性情報 ②医薬品・医療機器等安全性情報	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(7)現に他の医療機関又は薬局の薬剤師が居宅療養管理指導を行っている場合は、居宅療養管理指導費は、算定しない。ただし、居住地の変更等により、現に居宅療養管理指導を行っている医療機関又は薬局からのサービスが受けられなくなった場合にはこの限りでない。その場合においても、以前に居宅療養管理指導を行っていた医療機関又は薬局から利用者の情報を適切に引き継ぐと共に、1月の居宅療養管理指導の算定回数の上限を超えないよう調整すること。	☐	☐	☐	
(8)医師又は歯科医師は、薬剤師への指示事項及び実施後の薬剤師からの報告による留意事項を記載すること。なお、当該記載については、医療保険の診療録に記載することとしてもよいが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにすること。	☐	☐	☐	
5. 薬局の薬剤師が行う介護予防居宅療養管理指導費 1月に4回を限度として、所定単位数を算定 ※末期の悪性腫瘍の者、中心静脈栄養を受けている者又は注射による麻薬の投与を受けている者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に2回かつ1月に8回を限度として所定単位数を算定				
(1)単一建物居住者1人に対して行う場合	☐	☐	☐	1回につき、518単位を加算
(2)単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	☐	☐	☐	1回につき、379単位を加算
(3)(1)及び(2)以外の場合	☐	☐	☐	1回につき、342単位を加算
(4)1月に4回を限度とすること。ただし、末期の悪性腫瘍の者、中心静脈栄養を受けている者又は注射による麻薬の投与を受けている者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度とすること。 ※月2回以上算定する場合(がん末期患者、中心静脈栄養及び注射による麻薬の投与を受けている者に対するものを除く。)にあつては、算定する日の間隔は6日以上とする。	☐	☐	☐	
(5)在宅の利用者であつて通院が困難なものに対して、指定介護予防居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門員に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合であること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(6)薬局薬剤師にあつては、薬剤服用歴の記録に、少なくとも次の内容について記載しなければならないこと。 ①利用者の基礎情報として、利用者の氏名、生年月日、性別、介護保険の被保険者証の番号、住所、必要に応じて緊急時の連絡先等 ②処方及び調剤内容として、処方した医療機関名、処方医氏名、処方日、処方内容、調剤日、処方内容に関する照会の内容等 ③利用者の体質、アレルギー歴、副作用歴、薬学的管理に必要な利用者の生活像等 ④疾患に関する情報として、既往歴、合併症の情報、他科受診において加療中の疾患 ⑤オンライン資格確認システムを通じて取得した患者の薬剤情報又は特定健診情報等 ⑥併用薬等（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及びいわゆる健康食品を含む。）の情報及び服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況等 ⑦服薬情報（残薬の情報を含む。） ⑧副作用が疑われる症状の有無（利用者の服薬中の体調の変化を含む。）及び利用者又はその家族等からの相談事項の要点 ⑨服薬指導の要点 ⑩訪問の実施日、訪問した薬剤師の氏名 ⑪処方医から提供された情報の要点 ⑫訪問に際して実施した薬学的管理の内容（薬剤の保管状況、服薬状況、残薬の状況、投薬後の併用薬剤、投薬後の併診、副作用、重複服用、相互作用等に関する確認、実施した服薬支援措置等） ⑬処方医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点 ⑭処方医以外の医療関係職種との間で情報を共有している場合にあっては、当該医療関係職種から提供された情報の要点及び当該医療関係職種に提供した訪問結果に関する情報の要点	☐	☐	☐	
(7)介護予防居宅療養管理指導を算定している利用者に投薬された医薬品について、以下の情報を知ったときは、原則として当該薬剤師は、速やかに当該利用者の主治医に対し、当該情報を文書により提供するとともに、当該主治医に相談の上、必要に応じ、利用者に対する薬学的管理指導を行うこと。 ①医薬品緊急安全性情報 ②医薬品・医療機器等安全性情報	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(8)現に他の医療機関又は薬局の薬剤師が介護予防居宅療養管理指導を行っている場合は、介護予防居宅療養管理指導費は、算定しない。ただし、居住地の変更等により、現に介護予防居宅療養管理指導を行っている医療機関又は薬局からのサービスが受けられなくなった場合にはこの限りでない。その場合においても、以前に介護予防居宅療養管理指導を行っていた医療機関又は薬局から利用者の情報を適切に引き継ぐと共に、1月の介護予防居宅療養管理指導の算定回数の上限を超えないよう調整すること。	☐	☐	☐	
(9)在宅協力薬局の薬剤師が在宅基幹薬局の薬剤師に代わって介護予防居宅療養管理指導を行った場合には、次の薬剤服用歴の記録を行うこと。 ①在宅協力薬局は、薬剤服用歴の記録を記載し、在宅基幹薬局と当該記録の内容を共有すること。 ②①を踏まえ、在宅基幹薬局は、介護予防居宅療養管理指導の指示を行った医師又は歯科医師に対する訪問結果についての報告や介護支援専門員等に対する必要な情報提供を行うこと。 ③在宅基幹薬局は、薬剤服用歴に当該介護予防居宅療養管理指導を行った在宅協力薬局名及びやむを得ない事由等を記載するとともに、請求明細書の摘要欄に在宅協力薬局が当該業務を行った日付等を記載すること。	☐	☐	☐	
(10)医師又は歯科医師は、薬剤師への指示事項及び実施後の薬剤師からの報告による留意事項を記載すること。なお、当該記載については、医療保険の診療録に記載することとしてもよいが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにすること。また、薬局薬剤師による訪問結果についての必要な情報提供についての文書は、診療録に添付する等により保存すること。	☐	☐	☐	
(11)必要に応じて、利用者の社会生活面の課題にも目を向けた地域社会における様々な支援につながる情報を把握し、関連する情報を指示を行った医師又は歯科医師に提供しよう努めることとする。提供した文書等の写しがある場合は、記録に添付する等により保存することとする。	☐	☐	☐	
6. 情報通信機器を用いた服薬指導評価加算 ※薬局の薬剤師が行う場合		1月に4回に限り、46単位を加算		
在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、薬局の薬剤師が情報通信機器を用いた服薬指導(指定介護予防居宅療養管理指導と同日に行う場合を除く。)を行った場合は、1月に4回に限り、46単位を加算する。ただし、末期の悪性腫瘍の者、中心静脈栄養を受けている者又は注射による麻薬の投与を受けている者に対して、薬局の薬剤師が情報通信機器を用いた服薬指導(指定介護予防居宅療養管理指導と同日に行う場合を除く。)を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として、46単位を加算する。 ※月2回以上算定する場合(がん末期患者、中心静脈栄養及び注射による麻薬の投与を受けている者に対するものを除く。)にあつては、算定する日の間隔は6日以上とする。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(1)薬機法施行規則及び関連通知に沿って実施すること	☐	☐	☐	
(2)当該介護予防居宅療養管理指導を行った医師に対して、情報通信機器を用いた服薬指導の結果について必要な情報提供を行うこと	☐	☐	☐	
7. 麻薬管理指導加算 ※薬剤師が行う介護予防居宅療養管理指導 1回につき100単位を加算				
(1)疼痛緩和のために麻薬の投薬が行われている利用者に対して、当該麻薬の使用に関し必要な薬学的管理指導を行った場合であること。	☐	☐	☐	
(2)麻薬の投薬が行われている利用者に対して、定期的に、投与される麻薬の服用状況、残薬の状況及び保管状況について確認し、残薬の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意事項等に関し必要な指導を行うとともに、麻薬による鎮痛効果や副作用の有無の確認を行った場合に算定すること。なお、薬局薬剤師にあつては、処方せん発行医に対して必要な情報提供を行うこと。	☐	☐	☐	
(3)薬局薬剤師にあつては、薬剤服用歴の記録に、5.(6)の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。 ①訪問に際して実施した麻薬に係る薬学的管理指導の内容(麻薬の保管管理状況、服薬状況、残薬の状況、麻薬注射剤等の併用薬剤、疼痛緩和の状況、麻薬の継続又は増量投与による副作用の有無などの確認等) ②訪問に際して行った患者及び家族への指導の要点(麻薬に係る服薬指導、残薬の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導等) ③処方医に対して提供した訪問結果に関する情報(麻薬の服薬状況、疼痛緩和及び副作用の状況、服薬指導の内容等に関する事項を含む。)の要点 ④利用者又は家族から返納された麻薬の廃棄に関する事項(県知事に届け出た麻薬廃棄届の写しを薬剤服用歴の記録に添付することで差し支えない。)	☐	☐	☐	
(4)医療機関の薬剤師にあつては、薬剤管理指導記録に、5(7)の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。 ①麻薬に係る薬学的管理指導の内容(麻薬の保管管理状況、服薬状況、残薬の状況、疼痛緩和の状況、副作用の有無の確認等) ②麻薬に係る利用者及び家族への指導・相談事項(麻薬に係る服薬指導、残薬の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導等) ③利用者又は家族から返納された麻薬の廃棄に関する事項 ④その他の麻薬に係る事項	☐	☐	☐	
(5)情報通信機器を用いた服薬指導評価加算を算定している場合は算定しない。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
8. 医療用麻薬持続注射療法加算 ※薬剤師が行う介護予防居宅療養管理指導 1回につき250単位を加算				
(1)在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている利用者に対して、その投与及び保管の状況、副作用の有無等について当該利用者又はその家族等に確認し、必要な薬学的管理指導を行った場合であること。 ※居宅を訪問し、麻薬の投与状況、残液の状況及び保管状況について確認し、残液の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行うとともに、麻薬による鎮痛等の効果や患者の服薬中の体調の変化(副作用が疑われる症状など)の有無を確認し、薬学的管理及び指導を行い、処方医に対して必要な情報提供を行った場合に算定する。	☐	☐	☐	
(2)薬剤服用歴等に、居宅療養指導を行った場合の必要な記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていないこと。 (イ) 訪問に際して実施した麻薬に係る薬学的管理指導の内容(麻薬の保管管理状況、投与状況、残液の状況、併用薬剤、疼痛緩和等の状況、麻薬の継続又は増量投与による患者の服薬中の体調の変化(副作用が疑われる症状など)の有無などの確認等 (ロ) 訪問に際して行った患者又はその家族等への指導の要点(麻薬に係る服薬指導、残液の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導等) (ハ) 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報(麻薬の投与状況、疼痛緩和及び患者の服薬中の体調の変化(副作用が疑われる症状など)等の状況、服薬指導の要点等に関する事項を含む。)の要点 (ニ) 患者又はその家族等から返納された麻薬の廃棄に関する事項(都道府県知事に届け出た麻薬廃棄届の写しを薬剤服用歴等に添付することで差し支えない。)	☐	☐	☐	
(3)麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第3条の規定による麻薬小売業者の免許を受けていること。	☐	☐	☐	
(4)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定による高度管理医療機器の販売業の許可を受けていること。	☐	☐	☐	
(5)情報通信機器を用いた服薬指導評価加算を算定している場合は算定しないこと。	☐	☐	☐	
(6)麻薬管理指導加算を算定している場合は算定しないこと。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
9. 在宅中心静脈栄養法加算 ※薬剤師が行う介護予防居宅療養管理指導				
1回につき150単位を加算				
(1)在宅中心静脈栄養法を行っている利用者に対して、その投与及び保管の状況、配合変化の有無について確認し、必要な薬学的管理指導を行った場合であること。 ※薬学的管理指導の際に、患家を訪問し、患者の状態、投与環境その他必要な事項等の確認を行った上で、患者又はその家族等に対して保管方法、配合変化防止に係る対応方法等の必要な薬学的管理指導を行い、処方医に対して必要な情報提供を行った場合に算定する。	☐	☐	☐	
(2)薬剤服用歴等に、居宅療養指導を行った場合の必要な記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていない。				
(イ) 訪問に際して実施した在宅患者中心静脈栄養法に係る薬学的管理指導の内容(輸液製剤の投与状況、保管管理状況、残薬の状況、栄養状態等の状況、輸液製剤による患者の体調の変化(副作用が疑われる症状など)の有無、薬剤の配合変化の有無などの確認等) (ロ) 訪問に際して行った患者・家族への指導の要点(輸液製剤に係る服薬指導、適切な保管方法の指導等) (ハ) 処方医及び関係する医療関係職種に対して提供した訪問結果、輸液製剤の保管管理に関する情報(輸液製剤の投与状況、栄養状態及び患者の服薬中の体調の変化(副作用が疑われる症状など)等の状況、服薬指導の要点等)に関する事項を含む。)の要点	☐	☐	☐	
(3)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法3第1項の規定による管理医療機器の販売業の届出を行っていること。	☐	☐	☐	
(4)情報通信機器を用いた服薬指導評価加算を算定している場合は算定しないこと。	☐	☐	☐	
10. 管理栄養士が行う居宅療養管理指導費(Ⅰ)(当該事業所の管理栄養士)				
1月に2回を限度として、所定単位数を算定				
(1)単一建物居住者1人に対して行う場合	☐	☐	☐	1回につき、545単位を加算
(2)単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	☐	☐	☐	1回につき、487単位を加算
(3)(1)及び(2)以外の場合	☐	☐	☐	1回につき、444単位を加算

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
(4) 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定介護予防居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合であること。 ※1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、当該利用者の計画的な医学的管理を行っている医師が、当該利用者の急性増悪等により一時的に頻回の栄養管理を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合に、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行ったときは、その指示の日から30日間に限って、1月に2回を超えて、2回を限度として、所定単位数を算定する。	☐	☐	☐	
(5) 厚生労働大臣が定める特別食を必要とする利用者又は低栄養状態にあると医師が判断した者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、薬剤師等の他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。	☐	☐	☐	
(6) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、利用者又はその家族等に対して、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行い、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。	☐	☐	☐	
(7) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。	☐	☐	☐	
(8) 管理栄養士の行う介護予防居宅療養管理指導は、上記(5)(6)(7)を踏まえて、次のプロセスを経ながら実施すること。 ①栄養スクリーニング(利用者の低栄養状態のリスクを把握) ②栄養アセスメント ③他職種共同で栄養ケア計画を作成し、利用者又はその家族に説明し、同意を得ること。 ④栄養ケア計画に基づく介護予防居宅療養管理指導の実施。 ⑤介護支援専門員に対する情報提供 ⑥定期的な栄養状態のモニタリングや医師に対する報告など。 ⑦概ね3月を目途として、栄養スクリーニングを実施し、医師の指示のもとに関連職種と共同して当該計画の見直しを行うこと。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(9)医師の指示に基づき、管理栄養士が利用者の居宅を訪問し、作成した栄養ケア計画を患者又はその家族等に対して交付するとともに、当該栄養ケア計画に従った栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談又は助言を30分以上行った場合であること。	☐	☐	☐	
(10)必要に応じて、社会生活面の課題にも目を向けた地域社会における様々な支援につながる情報を把握し、関連する情報を指示を行った医師に提供するように努めていること。	☐	☐	☐	
11. 管理栄養士が行う居宅療養管理指導費(Ⅱ)(当該事業所以外の管理栄養士)	1月に2回を限度として、所定単位数を算定			
(1)単一建物居住者1人に対して行う場合	☐	☐	☐	1回につき、525単位を加算
(2)単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	☐	☐	☐	1回につき、467単位を加算
(3)(1)及び(2)以外の場合	☐	☐	☐	1回につき、424単位を加算
(4)指定介護予防居宅療養管理指導事業所の計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該事業所以外の医療機関、介護保険施設(栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。)又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションとの連携により確保した管理栄養士が、介護予防居宅療養管理指導を実施した場合であること。 ※1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、当該利用者の計画的な医学的管理を行っている医師が、当該利用者の急性増悪等により一時的に頻回の栄養管理を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合に、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行ったときは、その指示の日から30日間に限って、1月に2回を超えて、2回を限度として、所定単位数を算定する。	☐	☐	☐	
(5)居宅療養管理指導(Ⅰ)の(5)～(10)に該当すること	☐	☐	☐	
12. 歯科衛生士等が行う介護予防居宅療養管理指導費	1月に4回を限度として、所定単位数を算定 (がん末期の利用者については、1月に6回)			
(1)単一建物居住者1人に対して行う場合	☐	☐	☐	1回につき、362単位を加算
(2)単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	☐	☐	☐	1回につき、326単位を加算

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(3)(1)及び(2)以外の場合	☐	☐	☐	1回につき、295単位を加算
(4)在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士、保健師又は看護職員が、訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合であること。	☐	☐	☐	
(5)介護予防居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断した者(その実施に同意する者に限る。)に対して、歯科衛生士、保健師又は看護職員が、当該利用者を訪問し、歯科医師、歯科衛生士その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔衛生状態及び摂食・嚥下機能に配慮した管理指導計画を作成していること。	☐	☐	☐	
(6)利用者ごとの管理指導計画に従い療養上必要な指導として当該利用者の口腔内の清掃、有床義歯の清掃又は摂食・嚥下機能に関する実地指導を行っているとともに、利用者又はその家族等に対して、実地指導に係る情報提供及び指導又は助言を行い、定期的に記録していること。	☐	☐	☐	
(7)利用者ごとの管理指導計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。	☐	☐	☐	
(8)歯科衛生士等の行う介護予防居宅療養管理指導は、訪問歯科診療を行った利用者又はその家族等に対して、当該訪問診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該医療機関に勤務(常勤又は非常勤)する歯科衛生士等が、利用者の居宅を訪問して、利用者又はその家族の同意及び訪問診療の結果等に基づき作成した管理指導計画を利用者又はその家族等に対して交付するとともに、当該管理指導計画に従った療養上必要な実地指導を1人の利用者に対して歯科衛生士等が1対1で20分以上行った場合に算定すること。	☐	☐	☐	
(9)実地指導が単なる日常的な口腔清掃等であるなど療養上必要な指導に該当しないと判断される場合は算定できないこと。	☐	☐	☐	
(10)指示を行った歯科医師の訪問診療の日から起算して3月以内に行われた場合に算定すること。	☐	☐	☐	
(11)歯科衛生士等が介護予防居宅療養管理指導を行った時間は、実際に指導を行った時間をいうものであり、指導のための準備や利用者の移動に要した時間等は含まないこと。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
(12) 医療機関に勤務する歯科衛生士等が、居宅に訪問して実施し、終了後は、指示等を行った歯科医師に報告していること。	☐	☐	☐	
(13) 歯科衛生士等は、実地指導に係る記録を作成し、交付した管理指導計画を当該記録に添付する等により保存するとともに、指導の対象となった利用者ごとに利用者氏名、訪問先、訪問日、指導の開始及び終了時刻、指導の要点、解決すべき課題の改善等に関する要点、歯科医師からの指示等、歯科医師の訪問診療に同行した場合には、当該歯科医師の診療開始及び終了時刻及び担当者の署名を明記し、指示等を行った歯科医師に報告すること。	☐	☐	☐	
(14) 歯科衛生士等が行う介護予防居宅療養管理指導は、次のプロセスを経ながら実施すること。 ①利用者の口腔機能（口腔衛生、摂食・嚥下機能等）のリスクを把握すること（以下「口腔スクリーニング」という。）。 ②口腔機能スクリーニングを踏まえ、利用者の解決すべき課題を把握すること（以下「口腔機能アセスメント」という。）。 ③口腔機能アセスメントを踏まえ、歯科医師、歯科衛生士その他の職種の者が共同して、利用者ごとに口腔衛生に関する事項（口腔内の清掃、有床義歯の清掃等）、摂食・嚥下機能に関する事項（摂食・嚥下機能の維持・向上に必要な実地指導、歯科保健のための食生活指導等）、解決すべき課題に対し関連職種が共同して取り組むべき事項等を記載し、利用者の疾病の状況及び療養上必要な実地指導内容や訪問頻度等の具体的な計画を含めた管理指導計画を作成すること。 ④作成した管理指導計画は、介護予防居宅療養管理指導の対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。 ⑤管理指導計画に基づき、利用者に療養上必要な実地指導を実施するとともに、管理指導計画に実施上の問題（口腔清掃方法の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等）があれば直ちに当該計画を修正すること。 ⑥利用者の口腔機能に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、口腔機能のモニタリングを行い、当該介護予防居宅療養管理指導に係る指示を行った歯科医師に対する報告を行うこと。 ⑦利用者について、おおむね3月を目途として、口腔機能のリスクについて、口腔機能スクリーニングを実施し、当該介護予防居宅療養管理指導に係る指示を行った歯科医師に報告し、歯科医師による指示に基づき、必要に応じて管理指導計画の見直しを行うこと。 ⑧管理指導計画の見直しに当たっては、歯科医師その他の職種と共同して行うこと。 ⑨サービスの提供記録において利用者ごとの管理指導計画に従い、歯科衛生士等が利用者の状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に歯科衛生士等の介護予防居宅療養管理指導日の算定のために利用者の状態を定期的に記録する必要はないものである。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
(15)当該介護予防居宅療養管理指導に係る指示を行った歯科医師は、訪問診療の結果等に基づき指示した内容の要点を記載し、共同で作成した管理指導計画を添付する等により保存すること。	☐	☐	☐	
(16)当該介護予防居宅療養管理指導に係る指示を行った歯科医師は、管理指導計画に基づき、実際に実地指導を行う歯科衛生士等に対して指示等を行い、指示等の内容の要点を記載すること。	☐	☐	☐	
(17)当該介護予防居宅療養管理指導に係る指示を行った歯科医師は、管理指導計画の見直しに当たっては、歯科衛生士等の報告を受け、歯科医師の訪問診療の結果等に基づき、指示した内容（療養上必要な実地指導の継続の必要性等）の要点を記載し、共同で作成した管理指導計画を添付する等により保存すること。	☐	☐	☐	
(18)利用者の口腔機能の状態によっては、医療における対応が必要である場合も想定されることから、その疑いがある場合は、利用者又は家族等の同意を得て、指示を行った歯科医師、歯科医師を通した介護予防支援事業者等への情報提供等の適切な措置を講じること。	☐	☐	☐	
(19)必要に応じて、社会生活面の課題にも目を向けた地域社会における様々な支援につながる情報を把握し、関連する情報を指示を行った医師に提供するように努めていること。	☐	☐	☐	
13. 特別地域介護予防居宅療養管理指導加算	1回につき所定単位数の15／100を加算			
厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防居宅療養管理指導事業所の医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士等が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合であること。 【厚生労働大臣が定める地域】平24告120 ①辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免) ②離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ⇒ 桜島町新島	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求 実績無
	満たす	満たさない	
点検事項			
14. 中山間地域等における小規模事業所加算	1回につき所定単位数の10／100を加算		
厚生労働大臣の定める地域に所在し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所の医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士等が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合であること。 【厚生労働大臣が定める地域 平21告83・一】 ①辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免) ②半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ⇒ 喜入、松元、郡山、桜島及び東桜島地区(野尻・持木・東桜島・古里・有村・黒神・高免) 【厚生労働大臣が定める施設基準】 1月当たり延訪問回数が5回以下の指定介護予防居宅療養管理指導事業所であること。	□	□	□
15. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	1回につき所定単位数の5／100を加算		
(1)指定介護予防居宅療養管理指導事業所の医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士等が、厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合であること。 【厚生労働大臣の定める地域 平21告83・二】 ①辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免) ②半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ⇒ 喜入、松元、郡山、桜島及び東桜島地区(野尻・持木・東桜島・古里・有村・黒神・高免) ③離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ⇒ 桜島町新島	□	□	□